

じてんしゃほけん かにゅう  
**自転車保険に加入しましょう**  
 かながわけんじてんしゃじょうれい せこう  
 ~神奈川県自転車条例の施行~

かながわけんない じてんしゃ ほこうしゃ かんけい こうつうじこ そうか じゅうだい  
 神奈川県内では、自転車と歩行者の関係する交通事故が増加しており、重大な  
 事故も発生しています。また、全国では自転車事故の加害者に対し高額な損害賠償  
 を請求される事例もあります。

かながわけん ほこうしゃ じてんしゃ じどうしゃなど あんぜん つうこう あんしん く  
 神奈川県では、歩行者、自転車及び自動車等がともに安全に通行し、安心して暮  
 らすことができる地域社会を実現するため①自転車損害賠償責任保険等の加入の  
 義務化 ②自転車の安全利用のための取組み ③交通安全教育の実施 を柱と  
 した条例が制定・施行されています。

じてんしゃ ほけん じてんしゃ ほけん じどうしゃほけん かさいほけん とくやく こじんばいしょうせきにん  
 自転車向けの保険のほかに、自動車保険や火災保険の特約として個人賠償責任  
 保険、PTA保険や各職域での団体保険、TSマーク付帯保険などがあります。  
 まずは、保険に加入しているか確認することが大切です。

かながわけん じてんしゃ あんぜん てきせい りょう そくしん かん じょうれい しょうさい  
 ※神奈川県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の詳細については、  
 かながわけん こかくにん  
 神奈川県のホームページで御確認ください。

かながわけん じょうれい がいよう しりょう  
 ○神奈川県ホームページ（条例、概要、資料など）  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/310322.html>

じてんしゃじょうれい  
 ○自転車条例・ルールBOOK  
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/46139/O4rulebook.pdf>

し てい-えす  
**知っていますか？ TSマーク**

てい-えす きじゆん てきこう あんぜん  
 TSマークとは、基準に適合した安全な  
 ふつうじてんしゃ あかし しばいせきほけん  
 普通自転車であることの証で、自賠償保険  
 しょうがいほけん いちねんかん ふたい  
 と傷害保険がセットになった一年間の付帯  
 ほけん  
 保険がついています。



じてんしゃあんぜんせいびし じてんしゃてん てんけん せいび あと は  
 自転車安全整備士のいる自転車店で点検・整備した後に貼ってもらえます。  
 てんけん せいびだい ゆうりょう  
 (点検・整備代は有料です。)

「知っていますか 自転車ルール&交通マナー」  
 発行年月日 2021(令和3)年1月  
 発行 川崎市教育委員会事務局健康教育課  
 電話 044(200)0756

ひと いっしょ かくにん  
**おうちの人と一緒に確認しよう**

しっていますか じてんしゃるーあんど こうつうまな-



あんぜん じてんしゃ の かくにん  
**安全に自転車に乗るために確認しよう!**

からだ おお あ じてんしゃ えら  
**体の大きさに合った自転車を選びましょう**

じてんしゃ またがったとき りょうあし じめん つくことや、ハンドルの操作やブレーキ  
 のかけ具合に無理のない大きさであることが大切です。

ぼうはんとうろく  
**防犯登録をしましょう**

ぼうはんとうろく きむづ こうにゅう さい じてんしゃはんばいてん てつづ  
 防犯登録は義務付けられています。購入の際に、自転車販売店で手続きをして  
 ください。

じてんしゃ ひごろ てんけん  
**自転車を日頃から点検しましょう**

じてんしゃじこ ふせ ひごろ じてんしゃ せいび こころ こうつう まち  
 自転車事故を防ぐためにも、日頃から自転車の整備を心がけ、交通ルールを守  
 るようにしましょう。自転車を運転するときには、被害者・加害者の両方になり得  
 ることを理解し、安全な走行を心がけましょう。

また、万が一の事故に備えて、ヘルメットをかぶりましょう。

てんけん  
**点検のポイント**

- ベル (警告器)  
しっかり鳴るか
- ライト (前照灯)  
明るくつくか
- タイヤ  
空気は十分入っているか  
すり減っていないか。



- ブレーキ  
前輪と後輪を別々にかけてみ  
て、ブレーキがしっかり利くか
- サドル  
またがってハンドルを持ったとき、  
両足先が軽く地面に届き、上体  
が少し前傾するくらいに調整
- 尾灯、反射器材 (反射鏡)  
割れていないか、汚れていないか、  
後方や側方からよく見えるか



# まも 守れていますか？ 自転車ルール&交通マナー

## 1 歩いている人に注意して運転しよう



自転車は車両の一部です。歩道は歩く人のための道です。歩道を走行するときは、ゆっくり、いつでも止まれるスピードで車道側を走りましょう。

歩いている人が多いときは、自転車からおりて押し歩いて歩きましょう。

※13歳になったら、自転車で歩道を通ることができなくなります。車道の左端を走りましょう。



## 2 2人乗りはやめよう

2人乗りは、バランスを崩すだけでなく、すぐに止まったり人を避けることができなくなります。また、下り坂では、思った以上にスピードが出てしまいます。大変危険ですので、絶対にやめましょう。



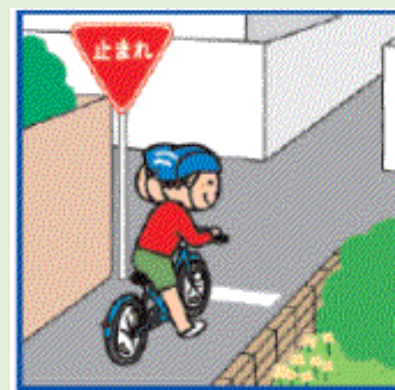
違反すると・・・

【罰則】2万円以下の罰金又は料  
※5万円以下の罰金が適用される可能性もあります。

## 3 信号や標識、標示を守ろう

安全かどうか、左右も必ず確認しよう

信号を守って、わたる前に右、左をよく見て、車が来ていないか確かめてから渡りましょう。自転車のマークがある「自転車横断帯」がある横断歩道は、自転車横断帯を通行しましょう。



信号機のない交差点、狭い道路から広い道路に出るときは、飛び出さないでいったん止まって安全を十分確かめましょう。交通標識は自転車も守る必要がありますので、標識、標示に注意して、必ずその決まりを守りましょう。

交通標識を確認しよう！



【進入禁止】これより先に進んではいけません。



【車両通行止め】車両（自動車、自転車等）は通行してはいけません。

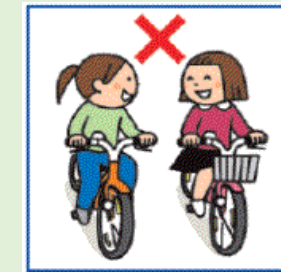


【一時停止】必ずいったん止まって、左右（周囲）の安全を確かめましょう。



【一方通行】自転車も逆行してはいけません。

## 4 横に並んで走るのはやめよう



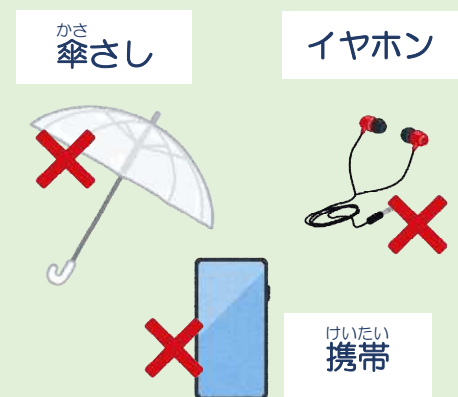
「並進可」の標識のあるところ以外では、横に並んで走ること（並列進行）はできません。



並進可の標識

## 5 ながら運転はやめよう

傘をさしながらの運転、携帯電話やイヤホンを使用しながらの運転は、危険なので絶対にやめましょう。



違反すると・・・

【罰則】どれも5万円以下の罰金

## 6 夜はライトをつけよう

ライトは自分の前方を確認するだけでなく、車などに自転車がいてることを知らせるものでもあります。夜は必ずライトをつけましょう。

